

墨田区介護保険条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月8日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第35号

墨田区介護保険条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

墨田区介護保険条例の施行等に関する規則（平成12年墨田区規則第47号）の一部を次のように改正する。

第39号様式（裏）及び第41号様式（裏）中「80万9,000円」を「82万6,500円」に、

「 ※世帯は、当該年度4月1日時点での世帯構成で判断します。年度途中で65歳になった方や転入した方は、資格を取得した日時点の世帯構成で判断します。 」を

「 ※令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保証額が引き上げられましたが、介護保険制度の安定運営のため、令和8年度の介護保険料算定においては、
引上げ前の算定方法により判定する特例が適用されます（令和7年中の給与収入が55万1,000円以上190万円未満の方に限られます。）。」 に、
※世帯は、当該年度4月1日時点での世帯構成で判断します。年度途中で65歳になった方や転入した方は、資格を取得した日時点の世帯構成で判断します。 」

「及び7月に3か月分ずつ、10月に6か月分」を「に3か月分を、7月に9か月分」に改める。

付 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。